

A県内自治体における子ども・子育て支援事業の実施状況と課題

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2018-09-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三好, 良子 メールアドレス: 所属:
URL	https://fpu.repo.nii.ac.jp/records/48

[研究論文]

A 県内自治体における子ども・子育て支援事業の実施状況と課題

三 好 良 子

I 問題の所在と目的

近年、子どもや子育てに関して、地域では子どもと家庭の経済的な問題や孤立、子育て不安や子ども虐待などが、学校では児童生徒の不登校、暴力・いじめ、自殺などが問題となっており、教員は保護者との関係で苦勞をし、保護者は教員に満足していないなど、子どもの問題に対して学校と家庭が協力できない現状が指摘されている¹⁾。

母子保健領域では、妊娠から出産、子育てまでの期間を通じ、健康診査や保健指導等で、きめ細かな支援が行われているが、学齢期には、予防や発見、複数のメンバーや機関による定例で検討する場がない²⁾。

このようなことから、すべての子どもと子育て家庭が制度から漏れることなく、切れ目のない支援を受けられる社会、乳幼児期から質の良い教育を受けることができる社会を目指して子ども・子育て支援新制度³⁾が始まり、地域のニーズに基づき市町村主体で実施されているが、単にサービスを充足させていくだけでなく、子どもや子育て家庭にとって住みやすい「地域」になるような取り組みが求められている。

厚生労働省が平成25年度に調査した「子どもを守る地域ネットワーク等の調査」⁴⁾では、要保護児童対策地域協議会あるいは児童虐待防止ネットワークを設置している市町村は99.7%、乳児全戸訪問を実施している市町村は95.3%で対象者(家庭)に対する訪問率は全国平均で90.6%である。すべての対象者(家庭)を訪問できなかった市町村は74.1%あるものの、そのうち98.5%は乳幼児健診の機会や電話などにより状況把握を行っていた。このほか、養育支援訪問事業を実施している市町村は70.3%で、訪問契機としては、乳児家庭全戸訪問事業や保健師の活動によるものが多く、支援内容は、専門的相談支援が82.7%、育児・家事援助が9.3%、専門的相談支援と育児・家事援助の両方実施が7.9%という結果であった。

また、平成19年度から平成21年度の日本子ども家庭総合研究所の「子育て支援を目標とした地域母子保健活動の質的検討に関する研究」⁵⁾では、子ども家庭の支援を実施している様々な事業は事業そのものとしては評価できても、地域の子育て上の問題改善については必ずし

受付日 2017.11.1

受理日 2018.1.17

所 属 看護福祉学部

も十分な効果を上げておらず、母子保健領域との連携も十分ではないという結果が出ている。「育児支援家庭訪問事業」(現「養育支援訪問事業」)については、子育て上の問題解決が困難と指摘された事例は多岐に及ぶが、子どもの原因がある事例よりも母親または家庭に原因がある事例のほうが多いことや、早期からの対応の必要性が提示された。母子保健担当者への調査では、子育て支援は母子保健における重要な役割であるという考えのもとで、育児不安や児童虐待事例への対応など課題が増える一方、保健師の業務量の増大・分散配置等勤務条件の変化によりポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチの両方の必要性の間で苦慮している結果が示された。

子ども・子育て支援事業に関して、先駆的に取り組んでいる地域の報告⁶⁾や、支援を必要とする家庭への保健師の効果的な援助や事例の報告⁷⁾⁸⁾はあるが、市町村の子育て支援担当者が子育て支援事業等の成果や課題をどう捉えているのか、子育て支援担当者(児童福祉担当)と母子保健(保健師活動)担当者が、組織内でどのように連携や役割分担をしているかが明らかにされた研究は見当たらない。

本研究は、地域における子ども・子育て支援事業が成果をあげるためには、母子保健領域との連携が必要であると考えた立場から、自治体における子ども・子育て支援事業の現状、特に児童福祉から見た母子保健との連携や役割分担、子育て支援事業の成果と課題を明らかにすることを目的とする。

Ⅱ 調査方法

1. 調査対象者

本調査は、A県内自治体の子ども家庭福祉(児童福祉)担当課の子育て支援事業担当者を対象に「調査1」(以下「アンケート調査」という)と「調査2」(以下「インタビュー調査」という)を実施した。

2. 調査期間および調査の実施方法

調査は、2016年9月から2017年3月にかけて実施した。アンケート調査は、9月にA県内各自治体の子ども家庭福祉(児童福祉)担当課に郵送による依頼と回収を行った。インタビュー調査は、アンケート調査の結果、養育支援家庭訪問事業あるいは利用者支援事業を実施している8つの自治体を調査対象とした。調査対象とした自治体の子ども家庭福祉(児童福祉)担当課に、電話で研究目的、調査方法、調査に要する時間、個人情報とデータの取扱い、調査対象者への倫理的配慮等について説明し、了解を得た上で「市町の子ども・子育て事業の課題に関する調査研究説明書」と「インタビュー調査ガイド」を送付し、調査についての同意の有無を確認し、同意が得られ、かつ調査日程の調整がついた7つの自治体に対して実施した。

3. 調査項目

アンケート調査は、①子育て支援事業実施状況、②要保護児童対策地域協議会の構成メンバー、会議開催状況、進行管理台帳に関する実態調査を行った。インタビュー調査は、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、利用者支援事業を導入として、子育て支援事業の実施状況と成果や課題、母子保健領域との連携・協力について、半構造的インタビュー調査を行った。

4. 倫理的配慮

本研究は、福井県立大学研究等における人権擁護・倫理委員会の審査を受けて実施している。調査の実施にあたっては、倫理的な配慮として、調査の参加や中止は自由意志であり、調査への協力はいつの時点でも中断でき、それによる不利益はないこと、自治体名が特定できないように配慮すること、調査の説明は管理者と担当者の別々に行い、双方の同意を得てから実施すること、同意を得られれば録音すること、利益相反がないことなどを文書で説明し、同意書と誓約書を交わした。

5. インタビュー調査の分析方法

逐語録を作成し、逐語録の中から、実施状況、母子保健領域との連携・協力、事業の成果、課題についての内容を取り出し、それぞれの担当者が何を語っているのかをKJ法でまとめた。

具体的には、調査対象者の語りの内容を分類し、同じ内容ごとにグルーピングを行い、表題をつけ、グループとグループの関係性を見た。

Ⅲ 調査結果

1. アンケート調査結果

A県内17市町のうち11市町から回答があり、回収率は64.7%であった。

子育て支援事業等の実施状況では、乳児家庭全戸訪問については、回答のあった市町のすべてで実施されており、平成25年度に実施された「子どもを守る地域ネットワーク等の調査結果」（以下「平成25年度調査」という。）の95.3%と比べて4.7ポイント高い実施率である。養育支援訪問事業については、回答のあった市町のうち6市（54.5%）で実施されており、平成25年度調査の70.3%と比べて、15.8ポイント低い実施率であった。

要保護児童対策協議会の構成メンバーでは、行政機関では児童福祉主管課、教育委員会、児童相談所、保健所（100.0%）、母子保健主管課（81.8%）、関係機関では警察署、保育園（所）、小・中学校（100.0%）、幼稚園（90.9%）、家庭裁判所または法務局（81.8%）、関係団体では民生・児童委員協議会（90.9%）、医師会、人権擁護委員会（72.7%）が多かった。

会議の開催実績では、代表者会議は年1回開催が8市町(72.7%)、2回開催が3市町(27.3%)で、平均年1.27回開催されており、平成25年度調査と比べて0.24ポイント高かった。実務者会議は年1～3回開催が6市町(54.5%)、4回以上開催が5市町(45.5%)で、平均年4.73回開催されており、平成25年度調査と比べて1.15ポイント低くなっている。個別ケース会議は2か月に1回程度開催が1町(9.1%)、月1回程度開催が2町(18.2%)、月2回程度開催が3市(27.3%)、月3回程度開催が2市(18.2%)、週1回以上開催が3市(27.3%)で、平均年30.00回開催されており、平成25年度調査と比べて3.50ポイント高い。(表1)

表1 要保護児童対策協議会各会議の開催回数、全国との比較

単位：回

区 分	アンケート調査結果	全国調査結果(平成25年度)
代表者会議	1.27	1.03
実務者会議	4.73	5.88
個別ケース検討会	30.00	26.50

ケース登録数では要保護児童ケース登録数は20件以下が5市町(45.5%)、21～100件以下が5市町(45.5%)、100件以上が1市(9.1%)、平均では60.5件で、平成25年度調査と比べて10.1件少ない。要支援児童ケース登録数は20件以下が6市町(54.5%)、21～100件以下が3市町(27.3%)、100件以上が2市(18.2%)、平均66.1件で、平成25年度調査と比べて要支援児童では34.8件多い。特定妊婦ケース登録数は10件以下が9市町(81.8%)、11件以上が2市(18.2%)、平均4.5件で、平成25年度調査と比べて2.6件多い。登録ケースの対象別では、要保護児童ケースのうち児童虐待ケースが31.6%と最も多いが、平成25年度調査と比べると15.9ポイント低い。児童虐待の平均ケース登録数は19.1件で、平成25年度調査と比べると30.3ポイント低い。(表2)

表2 要保護児童対策協議会におけるケース登録数、全国との比較

単位：件

区分	アンケート調査結果	全国調査結果(平成25年度)
要保護児童ケース	60.5	70.6
要支援児童ケース	66.1	31.3
特定妊婦ケース	4.5	1.9

進行管理台帳は10市町(90.9%)が作成しており、平成25年度調査と比べて12.5ポイント高い。見直しの頻度は3か月内に1回が4市(36.4%)、4～6か月以内に1回が3市町(27.3%)、6か月以上で1回は2市町(18.2%)、定期的に見直していないが1市(9.1%)で、平成25年度調査と比べて3か月内に1回は8.4ポイント低かった。(表3)

表3 要保護児童対策協議会各会議のケース進行管理台帳の作成

単位：%

区 分		アンケート調査結果	全国調査結果(平成25年度)
作成している		90.9	78.4
見直し頻度	3か月以内に1回	36.4	44.8
	4～6か月以内に1回	27.3	25.9
	6か月以上で1回	18.2	7.4
	定期的見直しなし	9.1	21.9
作成していない		9.1	21.6

2. インタビュー調査結果

1) 子育て支援事業実施状況

子育て支援事業実施状況では、「組織の責任として実施」が重要なカテゴリーであった。「組織の責任として実施」するために「体制整備」を行い、“気がかり児”など支援を必要とするすべての人に“切れ目ない支援”をすることを目標に事業が組み立てられていた。児童福祉法改正や子ども子育て支援法制定などの「制度改正等」は、そのきっかけとなっていた。また、「制度改正等」をきっかけとして、子育て支援事業を充実させていった要因として、子育て支援事業の担当者が「子育て支援のニーズ」を認識していたことがあった。

さらに、「体制整備」として行われていたのは、「事業実施に必要な人材確保」と「事業推進のためのしくみづくり」であった。「事業推進のためのしくみづくり」として“連携しやすさ”を考えてハード面での配置を考えたり、“情報共有”のしくみとして“考えや意見を言う場”や“相談して決める”などがあり、その結果、住民から見れば“窓口がたくさん”あり、関係者にとっては“中ではつながっている”と言える体制が整えられていた。(表4)

表4 子育て支援実施状況におけるカテゴリー

主カテゴリー	サブカテゴリー “語られた言葉”		概念
組織の責任として実施	体制整備	事業実施に必要な人材確保	[窓口がたくさん] (住民) [中ではつながっている] (関係者) と言える体制 ※支援を必要とするすべての人に、 切れ目ない支援をすることを目標 にした事業組み立て ↑ ※子育て支援ニーズの認識
		事業推進のためのしくみづくり	
	(※制度改正がきっかけとなっていた)		

2) 母子保健領域との連携・協力

母子保健領域との連携・協力は、「情報を伝え合う」ことや「事業を通しての協力体制」によって行われていた。「情報を伝え合う」こととしては、“保健師（母子保健）からは育児環境に課題があり虐待につながる可能性のある連絡”が児童福祉に伝えられ、“福祉からはDVの相談などでそこに子どもがいたら母子保健に問合せをする”などが行われていた。また、「事業を通しての協力体制」としては、“児童福祉から母子健診等の母子保健事業への職員派遣”などが行われ、母子保健事業への職員派遣は、母子保健・児童福祉双方にとってメリットがあると捉えられていた。

さらに、母子保健領域と連携や事業を通しての協力をする中で、よりお互いの理解が深まり、保健と福祉の住み分けができ役割分担が明確になっていた。役割分担を行うためには、お互いの職務の理解も重要であることが確認されていた。

そのような連携・協力体制をつくるために、児童福祉担当者と母子保健担当者が“相談して決めた”ことや“わからないことを知っている人に聞いた”という連携の始まりがあり、事業実施に当たっては“元から実施していた事業を活用する”と語られているように、実施していたものを崩すのではなく、深める方向で検討されていた。ハード面での“近さ”も連携しやすさの要因と捉えられていた。(表5)

表5 母子保健領域との連携・協力におけるカテゴリー

主カテゴリー	サブカテゴリー “語られた言葉”		概念
組織の責任として実施	情報を伝え合う	“保健師（母子保健）からは育児環境に課題があり虐待につながる可能性のある連絡”	相談して決めた 知っている人に聞いた 実施していた事業を活用 双方にとってのメリット ※実施していたものを深める方向での検討
		“福祉からはDVの相談などでそこに子どもがいたら母子保健に問合せをする”	
	事業を通しての協力体制	“児童福祉から母子健診等の母子保健事業への職員派遣”	
	ハード面での“近さ”も連携しやすさの要因		

3) 事業の成果

子育て支援事業の成果として「孤立は防げている」ことや、「早くに情報共有し連携」することや「継続支援につながっている」こと、「支援者側の認識変化」があげられていた。

“子育て支援センターが利用しやすくなった”ことで「孤立が防げ」、「気がかり児」に関し

ては“終結しない”ことが多く、“ここだけでは解決しない”ため、“いろいろな機関との連携が大事”だと感じている。また、実際のケースへの支援を通じて、“早くかかわることで重篤化は防いでいることを実感”し、“初動”の大切さや“タイミングよく支援する”こと、“連鎖の予防には早さが重要”など「早くに情報共有し連携」することが重要であると捉えられていた。

このような体験を積み上げた結果としての「支援者側の認識変化」では、“意識づけ、位置づけ、役割”が明確になり、“組織として取り組むことが成果につながった”と捉えられていた。さらには、子育て支援が“市町のスローガン”になっている自治体もあった。(表6)

表6 子育て支援事業の成果におけるカテゴリー

主カテゴリー	サブカテゴリー	“語られた言葉”	概念
組織の責任として実施	孤立は防いでいる	“子育て支援センターが利用しやすくなった”	<u>終結しない支援</u> <u>ここだけでは解決しない</u> だから <u>連携が大事</u> ※ケースを中心にとらえた支援を行うことでの成果
	早くに情報共有し連携	“早くかかわることで重篤化は防いでいることを実感”	
		“初動”の大切さ	
		“タイミングよく支援する”	
	“継続支援につながっている”	“意識づけ、位置づけ、役割”が明確になり、	
“支援者側の認識変化”	“組織として取り組むことが成果につながった”		

4) 課題

児童福祉法の改正などに伴い、今後ますます「市町の責任が大きく」なるため、責任を果たすための「体制整備」が必要であること、限られた人数であるために「事業整理が必要」であること、困難なケースへの支援を考えた場合、「学校と連携した取り組み」が必要であることや「敷居の低い相談場所」が必要であることが課題であると捉えられていた。

「事業整理」するにしても「体制整備」するにしても、ニーズに合わせて考えなければならぬことや、子どもや養育者の変化による「ニーズ変化」も考慮しなければならないと捉えられていた。市町の責任として考えると、担当者が主体的に取り組むこと、そのための指導も課題であると捉えられていた。

「主体性」を考えた場合、他部署や機関との連携だけでなく、同じ部署内においても、人と人を「つなぐ場」が不可欠であることが語られていた。(表7)

表7 子育て支援の課題

主カテゴリー	サブカテゴリー	“語られた言葉”	概念
組織の責任として実施	“市町の責任が大きくなる”	“体制整備が必要”	<u>ニーズ変化</u> <u>敷居の低い相談場所</u> <u>つなぐ場</u> ※支援の中心を変えながらの <u>継続支援</u>
		限られた人数なので“事業整理が必要”	
		学校と連携した取り組み	
		“担当者の主体性”	

IV 考察

アンケート調査の結果、A県では要保護児童の平均登録数は少ないが要支援児童や特定妊婦の登録数が多いという結果であった。A県内で事業として実施している自治体では、早い時期からの支援が行われており、予防につながっていることが考えられる。また、進行管理台帳の見直し頻度が少ないのは、異動等が少ないために変化が少なく必要性が低いという可能性もあるが、進行管理台帳が有効に活用されていないこと（支援の始まりと終結が不明確であること）も考えられる。さらに、全体として実務者会議の平均実施回数は少なく、個別ケース会議の平均実施回数が多くなっており、このことから、個別ケースの支援を丁寧に実施していることが考えられる。

また、インタビュー調査の結果では、「組織の責任として実施」を重要なカテゴリーとして事業の企画や事業推進の体制整備、環境整備を行いながら実施されており、連携・協力しながら事業や支援を進めていく中で、支援の成果も実感し、成果の実感が支援者側の認識の変化も起こしていた。

そして、法改正に伴って責任が大きくなることや、変化し続けるニーズに対応するための、担当者の主体性を引き出すためのしくみなどが、今後の課題としてとらえられていた。

V 結論と今後の研究課題

平成19年度から平成21年度の日本子ども家庭総合研究所の「子育て支援を目標とした地域母子保健活動の質的検討に関する研究」では、子ども家庭の支援を実施している様々な事業は事業そのものとしては評価できても、地域の子育て上の問題改善については必ずしも十分な効果を上げておらず、母子保健領域との連携も十分ではないという結果が出ている。「育児支援家庭訪問事業」（現「養育支援訪問事業」）については、子育て上の問題解決が困難と指摘された事例は多岐に及ぶが、子どもの原因がある事例よりも母親または家庭に原因がある事例のほうが多いことや、早期からの対応の必要性が提示されたことから、本研究では、地域

における子ども・子育て支援事業が成果をあげるためには、母子保健領域との連携が必要であると考える立場から、A県内の各自治体における子ども・子育て支援事業の現状、特に児童福祉から見た母子保健との連携や役割分担、児童福祉担当者が認識している課題を明らかにすることを目的として、A県内の各市町の児童福祉担当者への調査を実施した。

その結果、A県内では、児童福祉と母子保健領域と、連携・協力のもと、子育て支援が実施されており、そこには「組織の責任としての実施」という重要なカテゴリーがあった。調査の中でも語られていたが、“気がかりな子”の支援は“終結しない”“ここだけでは解決しない”という認識がいろいろな機関との連携の必要性の認識へとつながっていた。

すべての子どもを包摂した支援を考えると、学齢期にも乳幼児期に“解決しなかった”課題に関しての支援継続が必要であり、その場合、学校との連携・協力が不可欠である。

今回の調査でも、学校との連携に関して、市町の担当者は必要性を十分に認識しており、要保護児童対策協議会として一つ一つのケースに関わる中では、“自分たちの役割を伝える”ことで、余計な詮索や誤解を防げると捉えられていた。また、子どもたちが大人になったときのことを見据えて、学校と連携・協力して事業を実施する場合には、様々な子どもの背景を知らずに実施するリスクについても認識されていた。

この結果は、文部科学省に設置された『家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会』⁹⁾第6回会議配布資料¹⁰⁾に、学校教育や福祉部局等との連携についての中で、次のように述べられていることとも共通する。

同じ学校関係者でも、集団指導を指導の中心に置く教員と、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門性の異なる職員では、問題に対する視点も異なってくるので、協力して課題を解決するためには、プロセスを共有し、お互いに学び合うことのできる場づくりが重要になってくる。(中略) 関係機関の連携とは、決して同化することではなくそれぞれの専門性を尊重し、それぞれの専門家に見えている異なる専門性に由来する景色を共有することである。

(中略) 子どもに関わる問題の解決を目指すために、家庭教育支援が教育と福祉の接点となり得ると考えられる。

この家庭教育支援の推進に関する検討委員会の座長である山野は、乳幼児期の全数把握の仕組みや育児不安や未受診等へのフォローを例にあげ¹¹⁾、「予防から発見、ケアまでの流れが存在する。しかし学齢期においては、予防や発見、複数のメンバーによる定例で検討する場がない。それまで丁寧に検討がなされ、直接的のみならず間接的にもフォローされていた子どもや家庭が見えなくなっていく。関係者が知り得るのは、次に問題行動として表面化した

ときとなる。」と、乳幼児期に丁寧にフォローされている子どもやその家庭へのフォローが学齢期にも継続される必要性と、継続できていないことによる危険性を述べている。

これらのことを踏まえて、児童福祉と母子保健の連携・協力のもとで行われているきめ細かな支援を、就学以降に活かしていくための具体的なしくみづくりを今後の研究課題としたい。

謝辞

本研究の調査にあたり、研究の趣旨にご賛同いただいたA県内各市町の児童福祉担当課長様はじめ、お忙しいなか快くご協力いただいた子育て支援ご担当者の皆様に、深く感謝申し上げます。

参考文献

- 小野田正利(2006)『悲鳴を上げる学校』旬報社
- 柏女霊峰他(2012)「子ども家庭福祉行政実施体制の構築に関する研究」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第49集
- 柏女霊峰(2015)『子ども・子育て支援制度を読み解く』誠信書房
- 厚生労働省(2013)「子どもを守る地域ネットワーク等の調査結果」
- 清水光子他(2013)「継続的に養育支援が必要な家族への保健師の援助の実際」『日本地域看護学会誌』Vol.16 No.2,p55-62
- 鈴木浩子他(2015)「子ども虐待予防に向けた保健師の家庭不問の支援による母親の変化」日本公衆衛生看護学会誌 Vol.4 No.1,p32-40
- 高野陽他(2007～2009)「子育て支援を目標とした地域母子保健活動の質的研究に関する研究」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第43集～第45集
- 中板育美(2016)『周産期からの子ども虐待予防・ケア』明石書店
- 益邑千草他(2010)「子育て支援を目標とした地域母子保健活動の質的研究に関する研究」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第46集
- 山野則子(2015)『エビデンスに基づく効果的なスクールソーシャルワーク 現場で使える教育行政との協働プログラム』明石書店
- 山野則子(2009)『子ども虐待を防ぐ市町村ネットワークとソーシャルワーク』明石書店
- 山野則子(2016)『すべての子どもたちを包括する支援システム』せせらぎ出版

注

- 1) 山野則子(2015)『エビデンスに基づく効果的なスクールソーシャルワーク 現場で使える教育行政との協働プログラム』明石書店、p30-33
- 2) 前掲書、p35-36
- 3) 子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)は、子ども・子育て支援関連3法の一つとして、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識(自公民3党合意)の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目標としている。
- 4) 統計法に基づく一般統計調査で全国の市町村を対象に5年周期で実施されている。
- 5) 高野陽(母子保健研究部)を主任研究者とし、平成19年度は、①育児支援家庭訪問事業の実施状況と②民生委員・児童委員および児童館における子育て支援の実践状況、母子保健部門との連携等について、平成20年度は、①育児支援家庭訪問事業の事後措置、要支援・ハイリスク事例に関する調査と②育児上の問題解決困難事例への対応等に関する実態調査を、平成21年度は、①子育て支援に関連した地域母子保健活動の実施状況と、②子育て支援における母子保健の役割等についての意見等の調査を実施している。
- 6) 横浜市・松江市・甲州市・日吉津村など(2016)「特集地域でつくる包括的母子保健の未来“切れ目ない”妊娠出産・育児支援をめざして」『健師ジャーナル』Vol.72、p20-45
- 7) 鈴木浩子他(2015)「虐待予防に向けた保健師の家庭訪問の支援による母親の変化」『日本公衆衛生看護学会誌』Vol.4、p32-40
- 8) 清水光子他(2013)「継続的に養育支援が必要な家族への保健師の援助の実際」『日本地域看護学会誌』Vol.16、p55-62
- 9) 共働きや経済的な問題などで家庭生活に余裕のない保護者への対応や、「家庭教育支援チーム」型の支援を更に普及させるための方策など、全ての保護者が充実した家庭教育を行うことができるようになるための具体的な推進方策について検討するため、28年1月から開催され、29年1月に報告書『家庭教育

育支援の具体的な推進方策について』をまとめている。

10) 平成28年12月9日に開催の会議で、報告書素案に記載されており、平成29年1月の報告書『家庭教育支援の具体的な推進方策について』では、さらに具体的に述べられている。

11) 山野則子(2015)『エビデンスに基づく効果的なスクールソーシャルワーク 現場で使える教育行政との協働プログラム』明石書店、p35-36